

## 事後評価調書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）				
地区名	一般県道荻原巨海線 <small>おぎわらこみせん</small>				
事業箇所	西尾市吉良町富田 <small>にしおしきらとみた</small>				
事業のあらまし	一般県道荻原巨海線は、西尾市内を東西に結ぶ道路で、歩道未整備の区間がある。当該区間は荻原小学校の通学路にもなっているため、歩道の整備を行い、通学児童等の安全性を確保したものである。				
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> 歩行者等の安全性の確保 <b>【副次目標】</b> —				
事業費	事業費		内訳		
	0.42 億円		<input checked="" type="checkbox"/> 工事費 0.04 億円、 <input checked="" type="checkbox"/> 用補費 0.34 億円、 <input checked="" type="checkbox"/> その他 0.04 億円		
事業期間	採択年度	2013 年度	着工年度	2013 年度	完成年度 2015 年度
事業内容	歩道設置 延長 L=60m				
II 評価					
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<b>【達成状況】</b> 歩道整備により、歩行者と自動車の通行が分離された。また、通学路としての安全性が確保された。 <b>【達成状況に対する評価】</b> 歩行者と自動車が分離されたことにより歩行者等の安全性が向上した。			
	2) 副次目標の達成状況	<b>【達成状況】</b> — <b>【達成状況に対する評価】</b> —			
III 対応方針					
今後の事後評価の必要性	事業目標を達成しているため、今後の事後評価の必要性はない。				
改善措置の必要性	上記のとおり、初期の事業目標を達成しているため、改善の措置は必要ないとする。				
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法で施行されているため、同種事業に反映すべき事項は特になし。				